

平成29年7月21日

(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る  
環境影響評価手続の状況等について

## 1 根拠

環境影響評価法(平成9年6月13日 法律第81号)

## 2 事業概要

- (1) 事業者の名称 : 株式会社JERA
- (2) 事業の種類 : 発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の事業(第1種事業)
- (3) 発電設備の原動力の種類: ガスタービン及び汽力(LNG)(新設)
- (4) 発電設備の出力 : 約195万kW(約65万kW×3基)(新設)  
(設置後の発電所総出力 約315万kW)
- (5) 事業実施想定区域及びその面積 所在地: 市原市姉崎海岸3番地  
面積: 約93万平方メートル

## 3 計画段階環境配慮書

- 送付: 平成28年10月 6日(木)
- 公告: 平成28年10月 7日(金)
- 縦覧: 平成28年10月 7日(金)～11月 7日(月)
- 市町村長意見提出期限 : 平成28年11月 7日(月)  
意見有り(市原市長、袖ヶ浦市長)
- 住民等意見提出期限 : 平成28年11月 7日(月) 意見無し
- 知事意見提出 : 平成28年12月 7日(水)
- 経済産業大臣意見提出 : 平成28年12月16日(金)

## 4 環境影響評価方法書

- 送付: 平成29年 5月11日(木)
- 公告: 平成29年 5月12日(金)
- 縦覧: 平成29年 5月12日(金)～ 6月12日(月)
- 方法書説明会 : 平成29年 6月 4日(日) <市原市内>  
平成29年 6月 7日(水) <市原市内>
- 住民等意見提出期限 : 平成29年 6月26日(月)
- 住民等意見の概要の送付 : 未定
- 市町村長意見提出期限 : 平成29年 8月14日(月)
- 知事意見提出期限 : 未定( )

( ) 知事意見提出期限は、事業者から住民等意見の概要の送付を受けた後、90日。  
経済産業大臣意見提出期限 : 平成29年11月 6日(月)

( ) 経済産業大臣意見提出期限は、事業者から図書の送付後、180日。

## 5 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 現地視察 : 平成29年 6月26日(月)
- (2) 諮問、審議 : 平成29年 7月21日(金)
- (3) 審議 : 平成29年 8月18日(金)(予定)